

令和5年度事業計画書

事業の実施方針

気候危機ともいわれる気候変動への対策として、我が国では、温室効果ガスの排出量を2030年度に46%削減(2013年度比)、2050年度までにカーボンニュートラルを目指すことが国際公約とされ、経済社会システム全体の変革のための具体的な施策が議論されている。廃棄物の分野においても、「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」(令和3年(2021年)8月、中央環境審議会循環型社会部会)において、ライフサイクル全般での資源循環に基づく脱炭素化の可能性が示された。

さらに令和4年(2022年)4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環法」という。)が施行され、また9月には、環境省から循環経済工程表が公表され、素材ごと、製品ごと、循環経済関連ビジネス、廃棄物処理システム、地域の循環システム、適正処理、国際的な資源循環促進などの各分野における施策の方向性が提示されたところである。

これらの施策にみられるように、循環経済・資源循環は、廃棄物の安全で効率的な処理やその処理の過程における温室効果ガスの排出削減に寄与するだけでなく、あらゆる資源の採取・原材料の利用、製品の使用、廃棄にわたって、温室効果ガスを削減するための最も重要なツールのひとつである。

こうした状況を踏まえ、公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)においては、廃棄物の安全かつ確実な処理の促進、脱炭素社会・循環型社会・分散型社会の同時達成や循環経済への取組の進展を念頭に、当財団の公益目的事業である廃棄物・3Rに係る調査研究事業、調査研究成果の普及啓発事業及び我が国循環産業の国際展開支援事業を進めていく。

令和5年度は、循環型社会形成推進基本計画、プラスチック資源循環戦略等の政府の計画・戦略やプラスチック資源循環法の施行、循環経済工程表の策定を踏まえ、下記の課題を中心に、国や自治体などからの受託等により、関連調査等を行っていく。

- プラスチックの3Rの推進等プラスチックごみ問題への取組
- 大規模災害発生時における円滑な廃棄物処理の実施
- 廃棄物分野における地球温暖化対策の推進
- 3R(特に2R)循環経済を進める活動の推進
- 海面最終処分場の安定化及び利用の促進
- 海外循環ビジネスの支援
- 次世代静脈インフラの構築に向けた包括的研究

廃棄物・3Rに係る調査研究事業(公1)

1. 受託等事業

次の業務の実施に向け、関連委託・請負業務の入札に参加するなどして受注を図る。

(1) 大規模災害発生時における円滑な廃棄物処理の実施

環境省が推進する自治体の災害対応力強化方策の一環として、災害廃棄物分野における人材育成に資する調査業務を行う。

また、国立環境研究所が取り組んでいる災害廃棄物分野の調査研究に関連して、自治体への支援方策に係る調査業務を行う。

(2) 廃棄物分野における地球温暖化対策の推進

環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち「プラスチック資源・金属資源のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」、「プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業」、「廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業」(うち廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)及び「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」について、補助事業者(間接補助金の執行団体)としての業務を行う。

(3) 脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業(地域の熱利用マッチングによる焼却施設からのエネルギー回収高度化実証)

環境省の委託事業として実施される実証事業に参画する(代表事業者:(株)エックス都市研究所)。財団においては、引き続き自治体における展開可能性の検討を担当する。

(4) 海面最終処分場の安定化及び利用の促進

大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する環境保全対策調査業務を行う。

2. プラスチックの資源循環に関する業務

プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック使用製品の設計認定を行うために必要な、プラスチック使用製品設計指針への適合性について技術的な調査を行う指定調査機関としての業務を実施する。また資源循環や環境配慮設計に関連する調査研究を行う。

3. 自主事業

(1) 共同研究事業(次世代静脈インフラの構築に向けた包括的な研究)

令和4年度に引き続き、学識経験者3名、会員のメーカー5社と共同で、ごみ焼却施設と下水処理施設の連携促進、静脈施設の自動化の促進、廃棄物処理施設の脱炭素・省CO₂に関する研究で構成する「次世代静脈インフラの構築に向けた包括的な研究」を実施し、具体的な方策を検討する。

(2) 3R・循環経済研究会の実施

令和4年度に立ち上げた3R・循環経済研究会について、我が国における動脈産業と静脈産業の連携の強化と循環経済の達成に向けて、引き続き活動を継続する。

廃棄物・3Rに係る調査研究の成果の普及啓発事業(公2)

上記の廃棄物・3Rに係る調査研究の成果の広報、3Rの推進についての国民への普及啓発等を通じて、環境保全、公衆衛生の向上、循環型社会形成の推進及び地球環境の保全に資する事業を実施する。

1．受託等事業

(1) 3 R（特に2 R）活動の推進

環境省が実施する3 Rや循環経済の取組を推進するための啓発活動等に関する業務を行う。
また、関係団体が実施する容器包装の3 Rに関するセミナーの企画運営等を行う。

2．自主事業

(1) 3 R活動推進フォーラム支援事業

財団内に事務局を置く3 R活動推進フォーラムの業務が円滑に行われるよう支援を行う。

(2) 年次報告会等の開催事業

財団における廃棄物・3 Rに係る調査・研究の成果を幅広く周知するため、財団及び3 R活動推進フォーラムの年次報告会を開催するとともに、関係団体等におけるセミナー開催等についても、共催、後援等により支援する。

(3) インターネットによる情報提供事業

廃棄物・3 Rに関する財団の取組に加え、国、地方公共団体、企業、NPO等の最新情報を取りまとめたメルマガ「3 R・廃棄物ニュース」を月に2回程度、毎回約6,500の受信先に配信する。

また、財団のウェブサイトを活用し、業務内容に関する情報発信の充実と迅速な提供、英文による情報発信の充実等を行う。

(4) 書籍の発刊（ブック財団）及び資料・パンフレット等の作成・配布

財団における廃棄物・3 Rに係る調査・研究の成果を幅広く多くの関係者が利活用できるよう「ブック財団」として発刊する。また、廃棄物・3 Rに関する財団の取組等の情報を分かりやすく取りまとめた資料やパンフレットを関連セミナー等で配布する。

我が国循環産業の国際展開支援事業（公3）

1．受託等事業

次の業務の実施に向け、関連委託・請負業務の入札に参加するなどして受注を図る。

(1) 我が国循環産業の国際展開による地球温暖化対策の推進

環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち「我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業」について、補助事業者（間接補助金の執行団体）としての業務を行う。

(2) 廃棄物分野における国際協力の支援

廃棄物管理分野については、本邦企業による海外展開が企図されており、同取組に対する環境省による支援措置に参画し、本邦企業の海外展開へのさらなる展開支援の強化を行う。また、地方公共団体と環境省における廃棄物管理に関する国際協力のネットワーク化について、令和4年度までの調査研究の成果等を踏まえて、情報発信・情報交換やウェブサイトのコンテンツの整備を行うなど、さらなる充実・深化を行う。

2．自主事業

(1) 国際協力プログラムに係る情報提供等による事業者への支援

国際展開事業に関心を持つ会員（以下「センター会員」という。）との情報交換・意見交換、センター会員を対象に開催する「内外動向セミナー」等による情報提供、個別の助言等を行う。

（２）関係団体への情報提供

センター会員の要請等に応じて、関心の高い開発途上国における海外事情等に関する情報提供を行う。